

障がいのある人を支援する制度等の比較

NPO 法人 よこはま成年後見つばさ 研修部（アンカー）作成

	あんしんノート	横浜市障害者後見的支援制度	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対 象	誰でも（年齢、障がい問わず） 障がい者版（知的・精神、身体・医療ケアなど）	希望する障がい者 （横浜市在住の18歳以上）	高齢者や障がい者 （契約ができる程度の判断力）	成人で判断能力の不十分な方 （判断能力で三類型 補助 保佐 後見）
目 的	・当事者に関する記録 ・将来の引継ぎ	・日常生活の見守り ・相談相手	・福祉サービス利用援助 ・定期訪問 ・金銭管理 ・財産関係書類預かり	・財産管理 ・身上監護
根拠法	なし	横浜市後見的支援条例	社会福祉法	民法（代理権・取消権・同意権・財産管理権）
利用方法	入手して記入	登録	社会福祉協議会（横浜市は区社協 あんしんセンター）と利用契約	・家庭裁判所に申立て
関 係 者	・本人と家族 ・関係する支援者、事業所に 必要なページを見てもらう	・あんしんキーパー ・あんしんサポーター ・あんしんマネージャー	・専門員 ・生活支援員	・成年後見人（後見監督人） ・保佐人（保佐監督人） ・補助人（補助監督人）
相談窓口	公的にはない （ウェブサイト「We1」*相談室）	（横浜市）居住区の「障害者後見 的支援運営法人」	・各区社協のあんしんセンター	・地域包括支援センター 区社協 区役所 ・各専門職団体（ばあとなあ等） ・NPO 法人よこはま成年後見つばさ
費 用	無料ダウンロード等か購入 （～1,500円程度） （アンカーのホームページ）	無料	利用料（収入に応じて） ・定期訪問（1回）0円～2,500円 ・書類預かり（1月）0円・250円	・申立て費用（12,000円程度） ・鑑定料（必要な場合。5万～10万円） ・報酬（東京家裁 めやす2万円）
特記事項 ・課題	・書き方講座などの開催 ・個別相談会	・横浜市の独自施策 ・2010年10月から4区先行開始 日常生活自立支援事業や成年 後見制度との連携 ・* 自立生活アシスタントと連携	・新しい成年後見制度発足に先駆 けスタート ・成年後見制度の補完機能	・2000年4月、禁治産・準禁治産制度を改正 ・介護保険に比し普及がなかなか進まない ・制度の持つ課題 ・低所得者等のための報酬助成（成年後見制 度利用支援事業、リーガルサポートの成年 後見助成基金）

* 「自立生活アシスタント派遣事業」 ⇄⇄⇄ 横浜市独自の施策 障害者自立支援法の地域生活支援事業のうちの「その他事業」

【対象者】

市内に居住している知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な方で、次のいずれかに該当する方。

1. 地域で一人暮らしをしている方
2. 同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を家族から受けられない方
3. 家族と同居又はグループホームに入居しているが、自立生活アシスタントを利用しながら一人暮らしを目指したい方

【支援内容】

1. 訪問・電話等による相談・助言（衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など）
2. コミュニケーション支援（対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など）

* We1（ウェル）相談室 <https://www.wel.ne.jp/consult/section/51.html>